

鳥取県協働連携ガイドライン

～とっとりの新たな価値創造を目指して～

鳥取県

令和4年4月



提案窓口はこちら

本ガイドラインの構成

本ガイドラインは次のとおり構成されています。最初から順にお読みいただくことを想定していますが、目的に応じて、特に必要な章を確認する際の参考にしてください。

■はじめに（P.1～）

本ガイドラインの目的及び位置づけを示しています。

<本ガイドラインの目的及び位置づけ>

- ・民間事業者等と県が協働に対する認識・相互の役割や、協働連携の取組の標準的なルール・手順を共有する。
- ・本ガイドラインを、本県において「協働連携」を一層推進するための指針として位置づける。
- ・県の全ての所属において、従来型手法に固執することなく、ガイドラインを活用して協働連携を積極的に導入する。

その他、本県の協働連携の取組が継続的に発展するよう、ガイドライン自体をP D C Aサイクルに基づき継続的に見直しを行う。

【第1章】本ガイドラインの趣旨（P.3～）

本県が協働連携に取り組む背景や取組方針、また本県の強みである顔の見えるネットワークや、地域への関心が高い県民性などの特徴を最大限に活かした協働連携を目指して取り組むことのほか、本ガイドラインが扱う協働連携の範囲や、協働連携による効果、協働連携を進める上での基本的な考え方について説明しています。

【第2章】民間事業者等と県との協働の進め方（P.10～）

民間事業者等と県による協働の進め方について、その基本的な手順をSTEP0(ゼロ)～5に区分してそれぞれのポイントを説明しているほか、様々な形がある協働連携の手法（民間活動の支援等による地域活性化や県有資産の利活用（広告事業、ネーミングライツ等）、民間事業者等による行政サービスの提供（PFI、指定管理者制度、民間委託等）、連携協定、社会貢献活動など）について、本県の取組事例を交えて分かりやすく紹介しています。

【第3章】事業提案の流れと留意点（P.20～）

民間事業者等からの協働連携に関する相談・提案をワンストップで受け付ける「民間提案事業サポートデスク」の概要及び受け付けた提案等の流れのほか、民間事業者等がサポートデスクに相談・提案を行うに当たってあらかじめ留意すべき事項を示しています。

【第4章】鳥取県協働連携会議による検証等（P.24）

民間事業者等からの相談・提案に対する県の対応方針は、有識者等による「鳥取県協働連携会議」でその検討過程と検討結果を検証し、検討が不十分な場合は「民間提案事業サポートデスク」に再検討を求めることのほか、サポートデスクに相談・提案のあった案件の対応結果は、鳥取県協働連携会議による検証結果とともに、県ホームページ等を通じて広く県民に公表することについて示しています。

目次

はじめに	・・・・・・・・・・	1
------	------------	---

第1章 本ガイドラインの趣旨

1 協働の背景	・・・・・・・・・・	3
2 協働連携の推進	・・・・・・・・・・	3
3 鳥取県が目指す協働連携の姿	・・・・・・・・・・	5
4 本ガイドラインが扱う「協働連携」の範囲	・・・・・・・・・・	6
5 協働連携による効果	・・・・・・・・・・	6
6 協働連携を進める上での基本的な考え方	・・・・・・・・・・	8

第2章 民間事業者等と県との協働の進め方

1 協働の基本的な進め方	・・・・・・・・・・	10
2 協働の手法	・・・・・・・・・・	11
（1）民間活動の支援等による地域活性化	・・・・・・・・・・	11
（2）県有資産の利活用	・・・・・・・・・・	12
（3）民間事業者等による行政サービスの提供	・・・・・・・・・・	13
（4）連携協定	・・・・・・・・・・	15
（5）公民連携推進事業	・・・・・・・・・・	17
（6）ボランティア活動や企業の社会貢献活動	・・・・・・・・・・	19

第3章 事業提案の流れと留意点

1 「民間提案事業サポートデスク」について	・・・・・・・・・・	20
2 担当部署の役割	・・・・・・・・・・	20
3 提案の流れ	・・・・・・・・・・	21
（1）民間事業者等から提案を受ける場合	・・・・・・・・・・	21
（2）県が募集する場合	・・・・・・・・・・	21
4 提案に当たっての留意事項	・・・・・・・・・・	22

第4章 鳥取県協働連携会議による検証等

1 検証の基本的な考え方	・・・・・・・・・・	24
2 検証結果の公表	・・・・・・・・・・	24

【参考資料】

民間提案事業サポートデスク相談・提案シート	・・・・・・・・・・	25
-----------------------	------------	----

はじめに

～本ガイドラインの目的・位置づけ～

本県では、「鳥取県の将来ビジョン」※¹及び「鳥取県民参画基本条例」※²に基づき、県民、NPO、企業、市町村など、多様な主体との協働連携の取組を積極的に推進することを目標に掲げています。

協働連携を効果的かつ効率的に推進するためには、これらNPO、企業等（以下「民間事業者等」という。）と県がお互いの認識について理解を深めるとともに、各主体が協働による新しい地域社会モデルや行政モデルを目指して活動する時の基本的な考え方と、それを企画、実施するための標準的なルールや手順を取り決め、共有することが重要です。

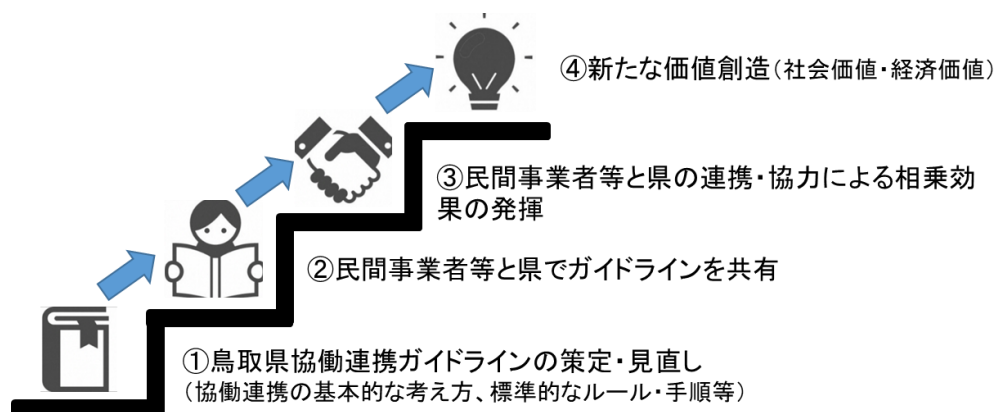
本ガイドラインは、民間事業者等と県による協働について具体的に定めることにより、協働に対する認識及び相互の役割を共有し、本県における「協働連携」を一層推進するための指針として位置付けるものです。

本ガイドラインの趣旨を踏まえ、県においては従来型手法に固執することなく民間事業者等の「活力」を広く取り込む姿勢が求められます。本県では、全ての部署において取組の大小、金額の多寡にかかわらず本ガイドラインを活用して協働連携を積極的に導入していきます。

また、民間事業者等においては、より最適な行政サービスの実現に向けて、民間事業者等のノウハウや資金等を活用した積極的なアイデアの創出や提案を期待します。

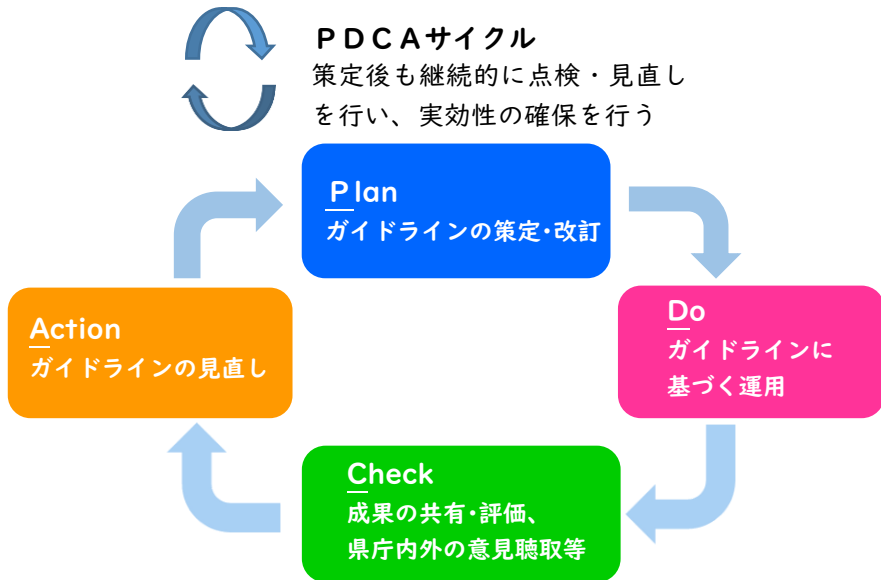
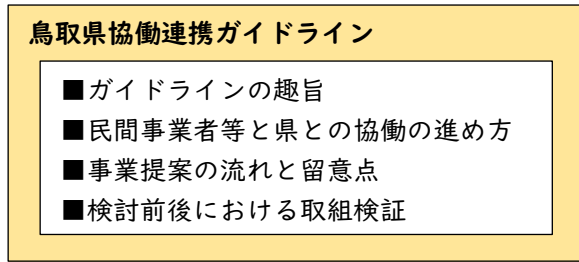
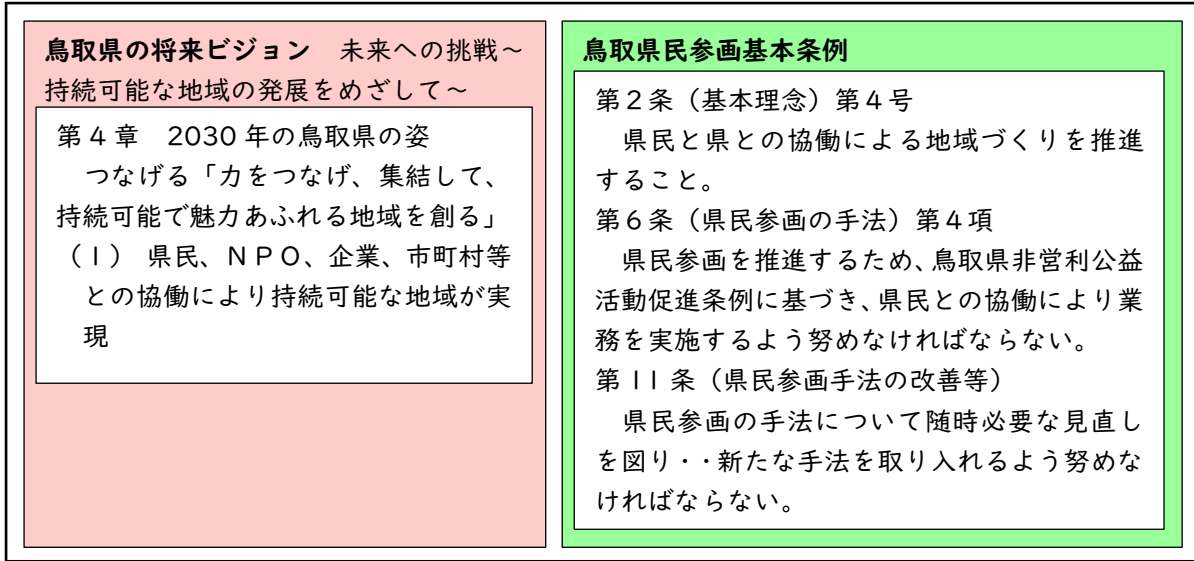
民間事業者等と県が本ガイドラインを共有することにより、それぞれの特性を發揮しながら連携・協力し、役割を担い合い、相乗効果を發揮して協働することで、新たな価値創造（社会価値、経済価値）の実現を目指します。

なお、本県の協働連携の取組が継続的に発展するよう、本ガイドラインはPDCAサイクルに基づき適宜点検・見直しを行っていきます。



※¹ 鳥取県の将来ビジョン…中長期的な県の課題や、目指すべき姿の共通認識を作り上げ、その実現に向けた取組方針を明らかにするもので、令和2年10月に改訂した今後の県政運営の基本となるもの。県民、NPO、企業、市町村等の様々な主体と協働・連携して地域の発展に向けて取り組むための共通の指針。

※² 鳥取県民参画基本条例…県政運営における県民参画の基本理念を定めるとともに、県民参画のための情報公開、広聴及び県民投票の基本事項を定めることにより、県民に開かれた公正な県政を確立し、もって、鳥取県ならではの県民の参加と協働による県政を実現するために本県が平成25年3月に制定した条例。



第1章 本ガイドラインの趣旨

1 協働の背景

(1) これまでの協働連携の取組

本県では、人口減少・少子高齢化などが深刻化する一方、様々な行政活動の制約（人的・物的・財政的）に直面する中で、行政だけで地域づくりを進めることは限界があるとの認識に立ち、平成13年に鳥取県非営利公益活動促進条例を制定し、住民が主体的に自分たちの地域のことを考え、自ら実践していく「自立」からさらに進め、県民の参画に基づく個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けて、住民と行政が連携・協力し合う「協働」を進めてきました。

平成25年には、この取組が定着し確実なものとなるよう、県政への県民参画を制度的に保障する鳥取県民参画基本条例を制定し、県民参画の基本的事項を定めるとともに、基本的理念として、協働による地域づくりの推進を掲げ、県と県民の双方がそれぞれの役割を果たす、協働による地域づくりを進めてきました。

(2) 新たな時代に即した協働連携の変革

近年、人口減少や高齢化の進行と共に成熟社会を迎えつつあることで、人々の価値観が多様化したことや気候変動による環境保全への関心の高まりなどを踏まえ、すべての県民が自分らしい生き方を選択し、ふるさと鳥取で安心して暮らし続けられるため、SDGs^{※3}の概念も再評価し、県民、NPO、企業、市町村などとのパートナーシップにより、持続可能な地域社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

併せて、コロナ禍によって社会課題の影響が深刻になる中、行政分野はもとより、社会全体のデジタル化に向けた取組はますます重要になっています。

新たな時代に即した地域社会や地域経済のあり方・地域活性化策などについて、改めて検討し、課題解決に向けた実証実験や実践的な活動に取り組んでいく必要があります。

※3SDGs（Sustainable Development Goals）…2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指す国際目標。この目標には、2030（令和12）年の目指す姿が示されており、17のゴール、169のターゲットから構成されている。

2 協働連携の推進

このような状況下において、県として活力を持ちながら持続可能な形で発展していくため、行政サービスの提供や行政課題の解決の全てを県が担うのではなく、「民間事業者等が効率的・効果的に実施できることは民間事業者等に委ねられないか」という発想に基づき、協働連携の対象範囲を柔軟に見直しつつ、民間事業者等と県によるコラボレーションを通じて、できる限り民間事業者等の資源やノウハウ、創意工夫を活用することにより、協働連携の取組を積極的に推進していきます。

なお、行政サービスに対する県民ニーズに的確かつ持続的に応えていくためには、住民が主体となり自由な社会貢献活動を行う団体であるNPOはもとより、専門性の高い豊富な知見、独自の技術をもつ民間企業等のアイデアや手法を活用することも極めて重要です。特に、AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）などテクノロジーの著しい進展が、観光、

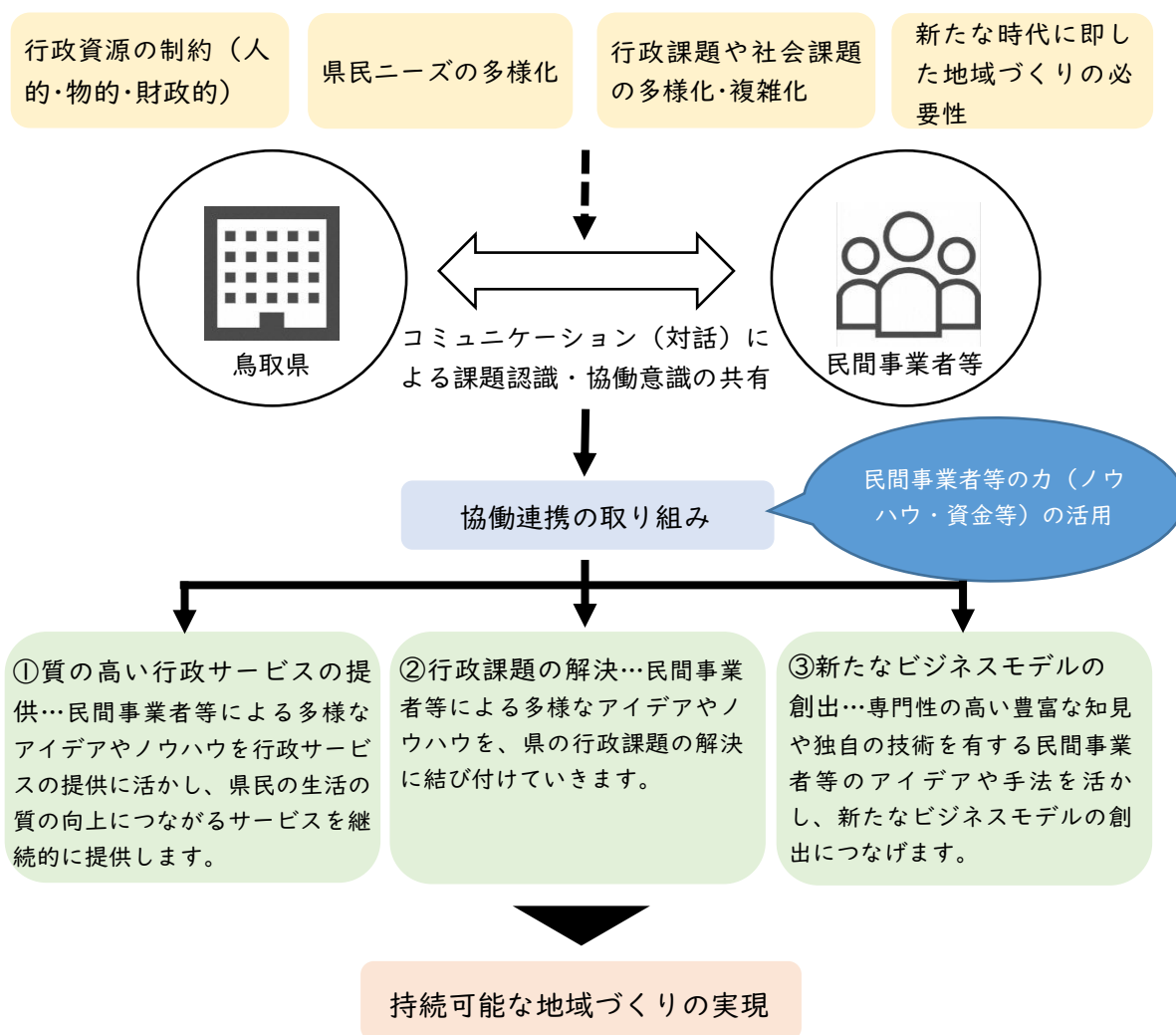
交通、教育、防災など、あらゆる行政分野において革新や刷新、変革をもたらす兆しがみられる中、民間企業による新たなビジネスモデルの創出に大きな可能性が期待されます。

また民間企業側においても、企業の社会的責任として取り組む社会貢献活動（CSR^{※4}）だけでなく、人口減少や高齢化といった社会の共通課題に対して、企業の本業を通じて解決に取り組む「公と民による共有価値の創造」の取組（CSV^{※5}）が広がっています。

県は、これらの協働連携の取組を推進することにより、「質の高い行政サービスの提供」、「行政課題の解決」、「新たなビジネスモデルの創出」を実現し、県民、民間事業者等、県のそれぞれにメリットを創出するとともに、持続可能な地域づくりを目指します。

※4CSR（Corporate Social Responsibility）…「企業の社会的責任」と訳され、企業が倫理的観点から事業活動を通じて、自主的に社会に貢献する責任のこと。

※5CSV（Creating shared value）…「共通価値」や「共有価値」の創造などと訳され、2011年1月に米国ハーバードビジネススクールのマイケル・E・ポーター教授らによって提唱されている概念。



3 鳥取県が目指す協働連携の姿

(1) 多様な主体による組織の枠を越えた連携・協力

本県は、人と人、人と団体、人と地域との結びつきがとても強い地域です。例えば、本県はSDGsの達成に向けて住民・団体・県が緊密に連携しながら積極的に取り組んでおり、その取組評価は全国でもトップクラスです。

都会にはない、この顔の見えるネットワークを最大限に生かし、結集力や機動力、柔軟性といった、小さな県ならではの利点を十分に発揮して、行政のほか地域づくり団体、NPO、企業などの多様な主体による組織の枠を越えた連携・協力を目指します。

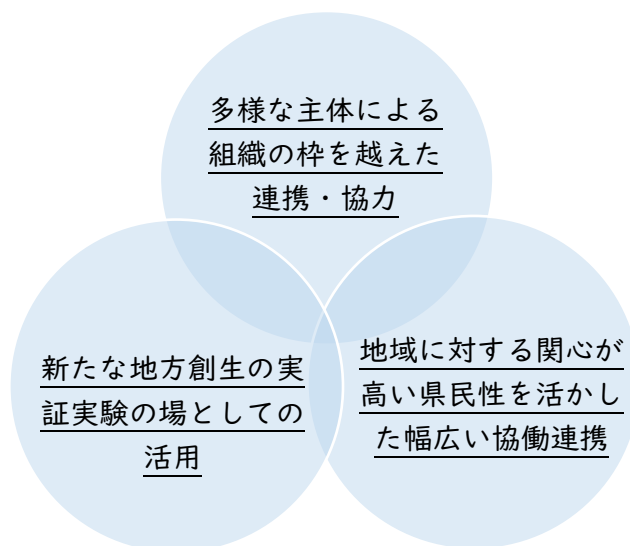
(2) 地域に対する関心が高い県民性を活かした幅広い協働連携

鳥取県民は、ボランティア活動参加率が高く、また鳥取県に対する愛着や誇りを感じる人々の割合も高いなど、地域に対する関心が高い県民性をもっています。この特徴を生かし、本県では協働連携においても、民間企業によるビジネス型の案件のみならず、NPO法人、一般社団法人・一般財団法人、自治会、ボランティア団体など、民間非営利組織が地域に密接に関わる活動の協働連携を幅広く推進します。

(3) 新たな地方創生の実証実験の場としての活用

この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、これまでの社会変化の潮流を一層加速させ、移住定住、産業の地方への分散、デジタルトランスフォーメーション^{※6}（DX）、脱炭素社会の推進など、日本国内に劇的な「変革」を起こしつつあります。これらコロナ禍で生じた変革の加速に伴い、あらためて地方に高い関心が寄せられています。

本県ではこの流れを契機として捉え、コンパクトな県ならではの人材・産学官ネットワーク、豊かな自然環境と体験活動、快適な仕事環境など、多彩な魅力あふれる鳥取県を、新たな地方創生の実証実験の場として広く活用を進めます。



※6 デジタルトランスフォーメーション（DX=Digital Transformation）…企業がデータとデジタル技術を活用してビジネスモデルを変革するとともに、競争上の優位性を確保すること。なお、総務省では特に自治体DXの意義付けについて、2020年12月25日に閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」と表現している。

4 本ガイドラインが扱う「協働連携」の範囲

PPP（Public Private Partnership＝官民連携）とは、行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るものです。（内閣府 民間資金等活用事業推進室「PPP/PFIの推進について」より）

本ガイドラインでは、これを協働連携（collaboration）と表現していますが、その意味自体に大きな違いはありません。

なお本ガイドラインで取り扱う「協働連携」は、民間事業者等のアイデアや技術、ノウハウ等を活用し、民間事業者等と県が協働で創意工夫を行うことにより、行政サービスの向上、行政コストの見直し、地域経済の活性化、行政課題の解決等を図る以下の領域を対象とします。

<本ガイドラインが扱う協働連携の領域>

純粋な 民間事業	協働の領域（目安）			純粋な 公共事業
	民間活動の支援等 による地域活性化	県有資産の活用による 事業創出	民間による行政サービスの 提供	
—	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活動の支援 ・協力関係の構築 ・特区・地域再生・その他規制緩和など 	<ul style="list-style-type: none"> ・広告事業 ・ネーミングライツ（命名権） ・県有資産の利活用 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI※⁷ ・指定管理者 ・民間委託（PFS※⁸を含む） など 	—

※⁷PFI（＝Private Finance Initiative）…PPPの代表的な手法であり、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。日本では、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）が平成11年7月に制定され、本格的に導入がはじまった。

※⁸PFS（＝Pay for Success）…成果指標を設定して支払額を当該成果指標値の改善状況に連動させる成果連動型民間委託のこと。

5 協働連携による効果

協働連携の取組により、民間事業者等が有するアイデアと力を十分に発揮し、それぞれが持つ資源やノウハウを活用することで、共に新たな価値創造を目指していきます。なお、協働連携の手法で事業を行うことにより以下の効果が期待されます。

（1）質の高い行政サービスの提供

最適な手法と主体（事業者）の選定により、事業実施前から実施後の十分な検証・モニタリングを踏まえた、質の高いサービスが効率的・効果的・持続的に提供されます。

（2）多様化する県民ニーズへの対応

価値観の変化とともに多様化する県民ニーズに対して、行政単独ではなく、企業や特定分

野で活動するNPOなどからの意見やアイデアを取り入れることで、より充実したサービスが提供できます。

(3) 新たなビジネスチャンスの創出

県が、自ら抱える行政課題を能動的かつ積極的に民間事業者等と共有し、アイデアやノウハウを最大限に引き出し活用していくことで、新たな事業機会（ビジネスチャンス）の創出につながります。

(4) 新たな価値の創出

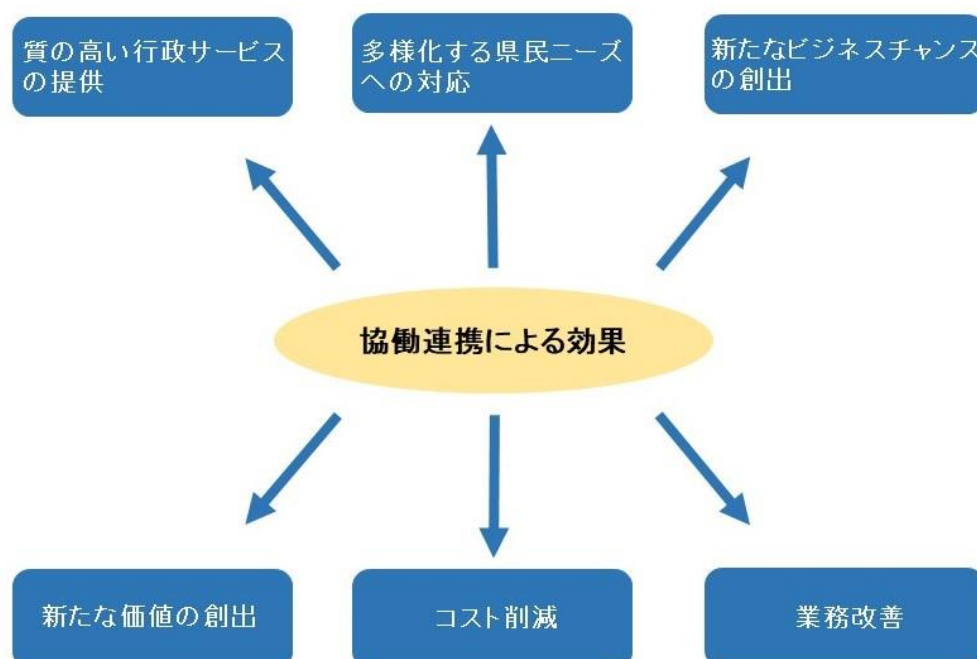
民間事業者等と県が相互理解を進め、アイデアを出し合い、互いの強みを掛け合わせることで、行政課題の解決や新たな価値を協働連携によって実現できます。

(5) コスト削減

民間事業者等のノウハウ・資金の導入等によって、事業の効率化につながりコスト削減が生じる場合があります。ただし、コスト削減の追求のみが目的化し行政サービスの質を落とすことのないよう、一定のサービス水準を確保し、事業の実施過程においても定期的な検証を行うことも重要です。

(6) 業務改善

協働連携の実施が、行政サービスの提供手法を改めて見直す機会となり、業務改善につながる場合があります。また、業務の委託化・民営化・スリム化など積極的な行政改革を目的として民間事業者等のアイデアを活用することにより、効率的な行政と充実した質の高いサービスの提供が期待されます。



6 協働連携を進める上での基本的な考え方

(1) 土台となる原則

ア 県政への県民参画

県民自らが主人公となり担い手として県政に参画していくことが協働連携を進める上で、土台となる原則です。

(2) 協働連携を取り巻く社会環境の変化

ア デジタル社会への対応

新型コロナウイルス感染症を契機として、我が国において、国民生活や経済活動維持の観点から、これまでデジタル化が進まなかった領域を含め、デジタル活用が広がっています。本県においても、民間事業者等と行政との協働連携による行政分野でのイノベーションの創出が求められています。

イ SDG s の推進

持続可能な地域社会に実現に向けて、SDG s が掲げる「誰一人取り残さない」理念のもと、本県ならではのパートナーシップを活かした取組を進めていくことが重要です。

また、協働連携を進めるに当たり、あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等^{※9}を追求することも重要です。

(3) 基本的な考え方

ア 相互理解の推進

協働連携事業の実現に向けて、民間事業者等と県の双方が協働について共通の理解を深めることが必要です。また、お互いをよく理解し、役割と責任の分担を認識した上で、対等なパートナー意識を持って行動することが重要です。

イ 情報の共有

お互いを理解し合うことが協働の原則であり、そのためにはそれぞれが必要な情報を提供し、情報の共有化を図ることが重要です。また、協働による成果を広く公開する機会を多く持つことにより、協働の効果を共有することも必要です。

ウ 公平性の原則

協働連携を進めるに当たり、県から民間事業者等（パートナー）に対して対等に参画の機会が提供されることが必要です。前例や慣例を踏襲することなく、解決すべき課題に対応して選定基準を明確にし、透明性を確保した手続きにより公平・公正に選ばれなければなりません。また、なぜそのパートナーと協働するのかを常に明らかにしておく必要があります。

なお、パートナーの選定に当たっては、鳥取県産業振興条例^{※9}の基本理念に基づき行うことにより、県内産業の振興に努めます。

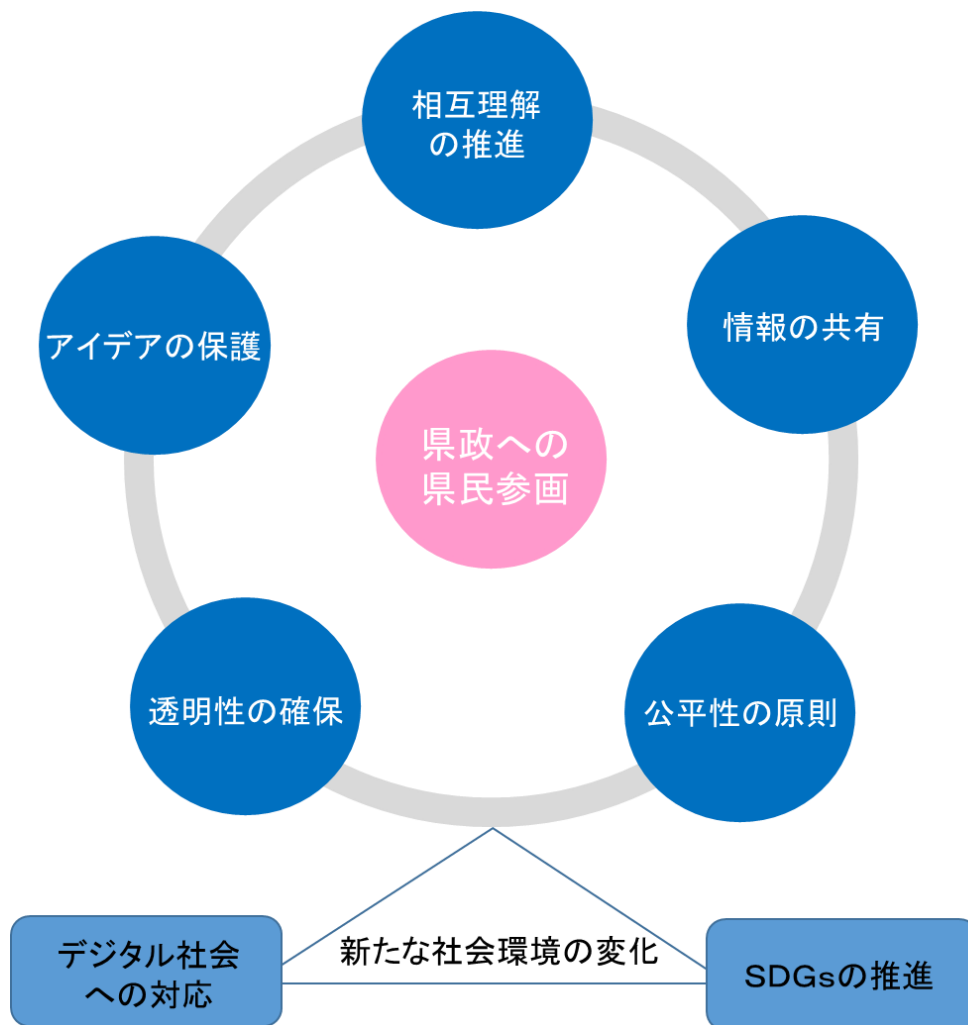
エ 透明性の確保

協働連携の取組は、オープンな過程の中で進めることを原則とし、協働連携事業のプロセスや成果など、協働連携事業に伴うすべての情報を公開し、透明性の確保に努める必要があります。また実現した取組の内容を広く社会に公開することで、更に新たな取組が広

がるよう促すことが重要です。

オ アイデアの保護

県はオープンな過程の中で協働連携を推進することを基本としますが、提案者の不利益とならないよう、事業者固有の技術やノウハウ等の情報保護の配慮に努めます。



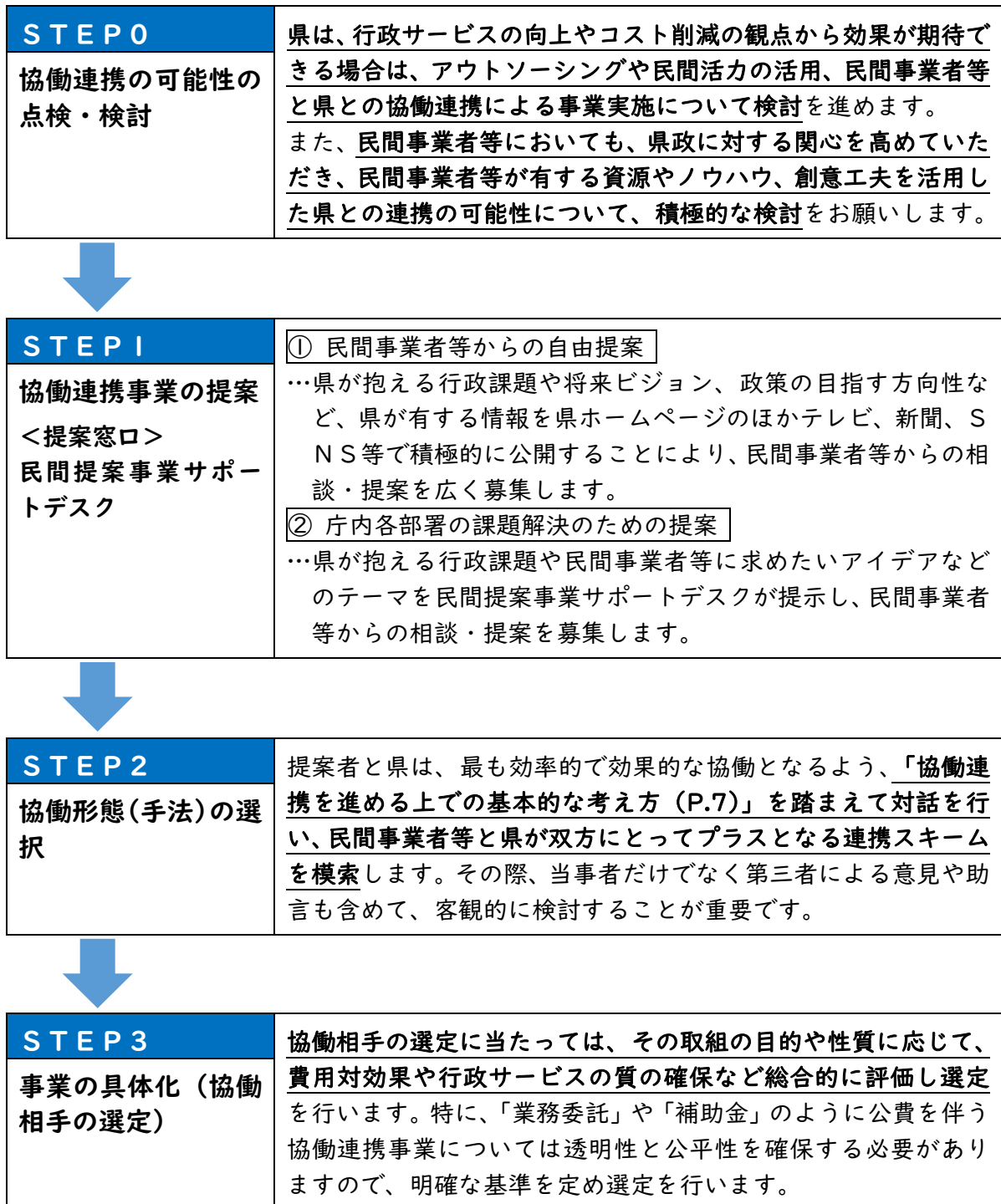
※⁹ ジェンダー平等…ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味し、社会的・文化的に作られた性別（ジェンダー）を問い直し、ひとりひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を創るための取組。

※¹⁰ 鳥取県産業振興条例…すべての事業者が伸び伸びと事業活動を行うことができる環境整備を推進し、本県の産業を振興することにより、経済活力に満ちあふれ、県民が心豊かで安心して生活できる鳥取県の構築を目指し制定された条例

第2章 民間事業者等と県との協働の進め方

Ⅰ 協働の基本的な進め方

協働の進め方は、それぞれ事業内容により柔軟な工夫が必要ですが、基本的には次の手順により進めていきます。



STEP 4	民間事業者等と県が相互理解を深め、関係者の意見も聞きながら、事業の効果性の高い取組となるよう工夫して進めます。
協働連携事業の実施	



STEP 5	実施した協働連携事業について、第三者による客観的な評価を実施することにより、事業の改善につなげ、より良い行政サービスの実現を図ります。
協働連携事業の評価・改善<検証機関> 鳥取県協働連携会議	

2 協働の手法

(1) 民間活動の支援等による地域活性化

「民間活動の支援」や「協力関係の構築」には様々な連携の形があり、他の協働連携手法のように具体的な手続き等が確立されたものではありませんが、民間提案事業サポートデスク（※第3章参照）に民間事業者等から寄せられる相談・提案の多くは、この「民間活動の支援」や「協力関係の構築」であり、協働連携の重要な手法になります。

民間活動の支援

民間事業者等が行う事業やイベント等の内容が地域活性化等につながるような公益性質がある場合に、県が支援を行うものです。

○適する場合

- ✓行政のノウハウ、資金、活動、名義、ネットワークが民間活動を円滑にできる場合
- ✓行政のコーディネートにより、民間事業者同士の資源を有機的に活用できる場合

○期待される効果：行政課題の解決、政策目標の実現、地域活性化

○留意事項：お互いの役割分担とリスクの明確化

協力関係の構築

民間事業者等と県が、県の施策・事業との関連性が高く、地域活性化等につながるとともに提案者のメリットになる場合に、具体的な事業等について連携を行うものです。

○適する場合

- ✓民間事業者等と県のノウハウ、資金、活動、ネットワークを相互に活用することで相乗的な効果が期待できる場合（共同開発、業務提携など）

○期待される効果：行政課題の解決、政策目標の実現、地域活性化

○留意事項：お互いのメリットの把握、役割分担とリスクの明確化

特区・地域再生・規制緩和など

国や自治体の規制が、民間事業者等の経済活動や地方公共団体の事業を妨げている場合に、

民間事業者等や地方公共団体の自発的な発案により、地域の特性に応じた規制の特例措置や緩和、見直しを行うものです。

○適する場合

✓規制緩和、その他支援措置等を活用することで、地域活性化に資する場合

○期待される効果：規制緩和、地域活性化

○留意事項：規制緩和を必要とする具体的、客観的な説明の必要性

《事例紹介》

1 構造改革特区の取組（倉吉市蜂蜜リキュール特区）

…少子高齢化、過疎化が進む倉吉市において、中山間地域に限らず旧市街地でも様々な諸問題が生じている中、農地等を必要としない「養蜂」に着目し、酒類の製造免許に係る規制の特例措置を受けました。これにより、蜂蜜を使って製造する蜂蜜リキュールを特産品として育て、多くの方を地域に呼び込み活性化を図るための材料とするとともに、市内外に広くPRすることで、観光客や交流人口、地域内の消費の拡大を図っています。

2 規制緩和の取組

<県の規制を緩和>

（飲食店の営業許可の施設基準緩和）

…実態に合わないトイレ以外の来客専用の手洗い設備の設置等について、鳥取県食品衛生条例（当時、鳥取県食品衛生法施行条例）に定める飲食店の許可基準から削除しました。

<国の規制を緩和（鳥取県からの要望）>

（地域再生法の特例活用による全国初の農地転用）

…農産物の販売活性化や6次産業化など、八頭町の基幹産業である農業の振興、地域活性化及び雇用の拡充を図ることを目的に、地域農産物加工施設、直売所、農家レストランの複合施設等を整備。農地転用許可の特例を活用し、近隣農地を施設用地へ転用しました。

（2）県有資産の利活用

広告事業

財源確保や経費縮減を図るため、県の広報印刷物や県有施設などの資産を広告媒体として活用するものです。

○適する場合

✓民間事業者等が、県有資産に対して広告効果を見込む場合

○期待される効果：財源の確保、経費縮減

○留意事項：屋外広告物と良好な都市景観の形成

ネーミングライツ（命名権）

県有施設の運営財源の確保等を目的として、民間事業者等に施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を付与する代わりに、当該事業者からその対価等を得る方法です。

○適する場合

✓施設命名権の活用が見込める場合

○期待される効果：財源の確保、付随サービスの提供

○留意事項：従来の名称に対する県民感情

県有資産の利活用

県が保有する土地や施設、資産等を、民間事業者等のノウハウにより活用することで、県の財源確保や地域活性化等につなげるものです。

○適する場合

✓利用可能な土地、施設等がある場合

○期待される効果：財源の確保、効果的な施設整備、サービス向上、地域活性化

○留意事項：住民の合意形成、まちづくりとの整合性

《事例紹介》

1 広告事業（鳥取県公式ホームページに掲載するバナー広告の募集）

…県では財源の確保等を目的として、鳥取県公式ホームページ「とりネット」のトップページに広告枠を設け、広告を募集しています。波及効果の期待できる広告媒体として、企業などのPRやイメージアップに活用いただいています。

2 ネーミングライツ（命名権）

- ・とりぎん文化会館（県民文化会館）
- ・ヤマタスポーツパーク（県立布勢総合運動公園）など（※令和4年4月現在、計3施設）

3 県有資産の利活用

- ・皆生プレイパーク…地域活動を行う地元団体に貸付し、同委員会が芝生化して管理するとともに、皆生トライアスロン大会やボーイスカウト活動などで利活用しています。
- ・太陽光発電用地…発電事業を行う民間事業者へ貸付。

（3）民間事業者等による行政サービスの提供

PFI

民間事業者等の資金、経営ノウハウ及び技術的能力を活用して公共施設等の整備を行うものであり、設計・建設・維持管理・運営を一体的に扱うことによる事業コストの削減や質の高いサービス提供を目指すものです。

○適する場合

✓公共施設等の整備（再整備を含む）・運営を行う場合

○期待される効果：質の向上、効率化、施設のライフサイクル全体を通じたトータルコストの縮減

○留意事項：適切な事業規模の確保、適切なリスク分担とモニタリング

指定管理者制度

最終的な管理権限を地方公共団体に残したまま、指定管理を行う団体の裁量を広く認めることで、民間事業者等のノウハウや創意工夫を最大限に生かした効果的な利用者サービスの向上と経費の削減を目的として施設の管理運営を委ねる制度です。

○適する場合

✓公の施設の管理運営を行う場合

○期待される効果：質の向上（利用者ニーズ反映、新規サービス提供）、効率化、情報開示の促進地域の雇用促進

○留意事項：指定期間、施設の運営ビジョンの提示、事業者インセンティブの導入、適切なリスク分担とモニタリング

包括的民間委託

受託した民間事業者等が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託することです。

○適する場合

✓民間事業者等の創意工夫の余地があり、対象となる業務の質の向上や効率化が見込める場合

○期待される効果：質の向上、効率化

○留意事項：契約期間、適切なリスク分担とモニタリング

《事例紹介》

1 PFI

…H28年3月に全国に先駆けて「鳥取県PPP/PFI活用の優先的検討方針」を作成し、これまでに鳥取空港コンセッション、県立美術館PFI、水力発電コンセッション、西部総合事務所新棟PFIの4件のPFI事業が具体化されています。

2 指定管理者制度

…とりぎん文化会館、倉吉未来中心、米子コンベンションセンター、とっとり花回廊、みなとさかい交流館、かっこ館など、計37施設に導入しています。

3 包括的民間委託

…県有施設の清掃、設備点検等の維持管理業務を複数施設分をまとめ、かつ複数年契約を行うことにより、業務及び施設保全の均一化、効率化を図っています。

(4) 連携協定

民間事業者等と県が、本県の魅力創出や地域活性化、行政サービスの向上等につながるとともに、提案者の社会貢献活動の向上などを目的に、防災、環境、福祉、産業、観光、子育てなど、複数分野での連携を視野に包括的な連携協定を締結し、継続的な連携体制を構築するものです。民間事業者等と県の双方が本来業務を通じて有するノウハウ、ネットワーク、インフラ等を活かし、相乗効果を図っていきます。

① 包括連携協定 (県政の複数の分野で連携する場合)

県では、様々な分野の企業等と包括連携協定を締結し、地域活性化や行政サービスの向上に取り組んでいます。

(包括連携協定締結状況(令和3年11月現在))

企業数: 合計25社

連携分野: 地域の安全・安心、高齢者・障がい者支援、女性活躍推進、結婚・子育て・教育支援、健康増進、スポーツ振興、観光・産業振興、環境保全、デジタル化促進など

《事例紹介》

1 日本郵便株式会社 (H30.2 中山間地域支援や暮らしの安全・安心、県政情報の発信、産業・観光の振興などの目的で包括連携協定締結)

鳥取県看護協会と連携したまちの保健室の実施

【実施内容】郵便局のロビーを会場として、鳥取県看護協会スタッフによる地域住民への「骨密度測定」、「血管年齢測定」、「体脂肪測定」、「血圧測定」、「健康相談」を実施。パーティションを設置してプライバシー確保の配慮も行っている。

【成果】身近な場所で地域の皆さんが自分の健康・管理を意識する機会が広がった。
(健康増進)

2 損害保険ジャパン株式会社 (H28.9 地域創生を推進する目的で包括連携協定締結)

企画展:「コレクション・マリアージュ: SOMPO 美術館×鳥取県立博物館 東郷青児と前田寛治、ふたつの道」の開催

【実施内容】令和3年11月20日から12月26日までの期間に、鳥取県立博物館において、東京のSOMPO美術館と鳥取県立博物館の所蔵品から東郷青児と前田寛治の代表作を紹介するとともに藤田嗣治や佐伯祐三、里見勝臈らパリに学んだ日本人画家たちの作品、さらには若き彼らに影響を与えたクールベ、ルノワール、ゴーギャン、ピカソなどといった巨匠の作品を紹介した。

【成果】県内で著名な画家たちの作品を鑑賞でき、本物の芸術に触れる機会となった。
(文化芸術振興)

3 その他

多くの協定締結企業に、県からの重要なお知らせなどのチラシの配布や、会社の施設を活用した物産展の開催、社員食堂での県産品を活用したメニューの提供など、様々な分野で鳥取県のPR等に協力していただいている。

②事業連携協定（県政の特定の分野で連携する場合）

県では、包括連携協定のほか、県政の特定の分野について、企業等と事業連携協定を締結し、地域活性化や行政サービスの向上に取り組んでいます。

《事例紹介》

1 鳥取県トラック協会及び鳥取県倉庫協会との災害発生時等の物資の輸送、保管等に関する協定

大規模災害時の救援物資の中継・配分を迅速的確に行うためには、緊急輸送に係る車両、人（物流専門家を含む）、施設（災害時物流拠点）が必要となることから、民間物流事業者と連携して災害時物流体制の実効性を確保するための協定を締結しています。

2 災害時における生活関連物資の調達に関する協定

災害発生時において、県と物資供給業者が相互に協力して、被災住民などを救援するための物資（食料・飲料水、生活必需品、工具類等）を迅速かつ円滑に調達し供給するための協定を締結しています。

【1及び2の成果】 救援物資に関する拠点確保や運営への協力、災害対策本部への物流専門家の派遣等、両協会が有するノウハウやインフラ等を活かし、災害時における県への応援体制を構築でき、効率的かつ迅速な物資の確保、配送の対応が可能となった。

鳥取県中部地震（平成28年10月）や豪雨災害（平成30年7月）の際には、協定事業者から食糧や資材を調達し、迅速な被災者支援につながった。

3 高等教育機関との連携協力に関する協定

鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学、島根大学等の高等教育機関と、地域の教育の振興に関する様々な取組を実施するための協定を締結しています。

【成果】 大学教授等による出前講座の実施や探究学習への支援による高大接続連携、教員養成及び教職員の資質向上、県立美術館の開館に向けた対話型鑑賞ファシリテーターの養成など、相互の機能を活用した連携協力を行うことにより、教育の振興が図られた。

4 協会けんぽ鳥取支部との鳥取県民の健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定

「健康づくり文化」の定着と「健康寿命」の延伸を目指すための取組を協働して進めるための協定を締結しています。

【成果】 働き盛り世代の健康づくりの推進を目的とし、協会けんぽが有する県内企業とのネットワークを活用した「健康経営マイレージ事業」を実施。令和4年2月末時点で2,362事業所が「社員の健康づくり宣言」を行うなど、これまで難しかった企業単位での健康経営の取り組みが進展し、全国トップの水準となっている。

(5) 公民連携推進事業 ※本制度は令和4年3月時点の情報であり、今後変更になる可能性があります。
 県では民間事業者等と県との協働による取組を支援する補助制度を設けています。

①鳥取県公民連携推進事業補助金

鳥取県内の行政課題を解決するため、民間事業者等と県とが協働して取り組む事業に対し、事業計画の策定から実施までの一連を支援する制度です。

【事業期間2年】(1年目) 計画策定：補助上限 30万円 補助率 10/10
 (2年目) 事業実施：補助上限 200万円 補助率 3/4

②鳥取・島根広域連携協働事業

鳥取・島根両県の連携強化、NPO等の連携促進のため、両県共通の課題に対し、両県のNPO等と行政が共同体となり、連携・協働する事業の計画策定から実施までの一連を支援する制度です。

【事業期間2年】(1年目) 計画策定：補助上限 40万円 補助率 10/10
 (2年目) 事業実施：補助上限 200万円 補助率 10/10

<事業の流れ>



《事例紹介》

（鳥取県公民連携推進事業補助金）

家庭支援課×N.K.C ナーシングコアコーポレーション合同会社（R3年度）

ヤングケアラー夜間休日窓口設置事業



【行政課題】

◎若者が介護を理由に学業や就業を断念せざるを得ない状況は、地域経済への影響を与えるだけでなく、不安定就労による貧困の連鎖を招きかねない。
◎ヤングケアラーとその家族が家庭内における看護・介護の抱え込みをなくすことで若者の健全な成長につながる。

協働

【成果】

◎ヤングケアラーが夜間や休日の時間帯に相談できるよう SNS による相談窓口を設置したことで、学業や就業の継続へ向け進める環境を整えることができた。
◎利用者からは、家族の介護について誰に打ち明けていいかわからなかったが、窓口を紹介してもらい介護保険医療保険制度について詳しく説明してもらえたなどの声が寄せられている

県と協働したことで、R4年度以降の県の事業化につながった。

（鳥取・島根広域連携協働事業補助金）

水環境保全課×社会福祉法人養和会 F & Y 境港×島根県×認定 NPO 法人自然再生センター（H29,30年度）

海藻資源の循環により結ばれる地域づくり事業 “藻がーる”鬼太郎もびっくり！ご縁を結ぶ中海のお・ご・の・り”



【行政課題】

◎海藻の繁茂によって中海の水質に負荷がかかっている。
◎回収した海藻を資源として農業等へ利活用するための体制構築。

協働

【成果】

◎定期的に海藻を回収することで中海の水質改善につながった。
◎海藻の回収から利活用までの循環システムを就労支援施設等との協働によって構築し、事業終了後もこの取組が形を変えながら継続している。

農業、福祉、環境、観光等に関わる様々な機関が協働連携
（社会福祉法人、漁業協同組合、農家等）

(6) ボランティア活動や企業の社会貢献活動

その他、県行政の様々な分野において、ボランティア活動や企業の社会貢献活動など、様々な協働連携の取組を行っています。

(各分野における主な協働連携の取組)

○スーパーボランティア制度（技術企画課）

公共空間を利活用して行う地域づくりや賑わい創出を目的とした土木施設の維持管理活動を行っている団体をスーパーボランティアとして認定し、維持管理費及び維持管理した施設を利活用するために設置する簡易な施設の設置などについて支援を行っています。

○中山間集落見守り活動協定（中山間地域政策課）

中山間地域等で事業活動を営む民間事業者等と県内全市町村及び県が連携し、住民の日常生活の異常等を早期発見する体制を整備することにより、中山間地域等で安全で安心して生活できる地域づくりを推進しています。

《事例紹介》

●スーパーボランティア制度

（活動団体数23団体：令和2年度末時点）

<主な活動事例>

活動課所	団体名	活動状況
蒲生川（岩美町）	NPO法人ウイング 本庄蒲生川の自然を守る会	蒲生川の環境保全、遊び場・憩いの場の提供、釣り大会、地域の農業振興、観光振興、他の団体との連携
赤波川、赤波川渓谷（鳥取市）	大村地区まちづくり協議会	湧水の水質確保のための倒木等の撤去、おう穴内の流石の除去、子ども達の写真家体験等の賑わいづくり活動赤波川河川敷の草刈り・ゴミ拾い等、おう穴まつりの開催
曳田川（鳥取市）	いなば西郷むらづくり協議会	景観デザイナーを招いての景観プランニング、カジカガエル・ホタルの学習会・鑑賞会の開催、写真コンクールの開催、川遊びデーの開催
県道由良停車場線（コナン通り）（北栄町）	大栄生涯学習まちづくり研究会	子どもやお年寄りも交えた道路、川土手の除草等の環境美化活動、ガザニアの植栽による景観維持

鳥取県における協働連携の取組について、県ホームページからご覧いただけます。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/298213.htm>



第3章 事業提案の流れと留意点

(☞第2章 民間事業者等と県との協働の進め方「I協働の基本的な進め方」のSTEP1～4に該当)

I 「民間提案事業サポートデスク」について

民間事業者等の皆様からの協働連携に関する相談や提案（以下「民間提案」という。）を受け付けるワンストップ窓口です。民間提案事業サポートデスクは、県庁内の適切な部署への橋渡しや調整、必要なアドバイス等を行い、県との連携による地域活性化や県の課題解決につながる事業化の支援を行います。

<民間提案事業サポートデスクの概要>

(1) サポートデスクの機能

- ア 民間提案に関係する県の担当部署との橋渡し・調整
- イ 民間提案に対するスーパーバイザー制度^{※10}による助言
- ウ 民間提案により実施する事業の伴走支援、進捗確認

(2) 設置場所（4箇所）

- ・鳥取県庁 総務部 デジタル・行財政改革局 行財政改革推進課
- ・東部地域振興事務所東部振興課
- ・中部総合事務所県民福祉局中部振興課
- ・西部総合事務所県民福祉局西部振興課

(3) 提案方法

来所、電話、電子メール、とっとり電子申請サービス、ファクシミリ、郵送

※提案の様式は自由ですが、必要に応じて「民間提案事業サポートデスク 相談・提案シート(P24 参照)」をご活用ください。

(4) 提案者の要件

提案者は、提案内容を自ら企画・実施することが可能な民間事業者等（企業、NPO、大学等）

2 担当部署の役割

民間提案の内容について、担当部署は既存事業との費用対効果等を勘案の上、県が直接実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込めると考えられるものについては、積極的に民間事業者等に委ねることを基本として、協働連携事業の実現へ向けて検討の上、意思決定を行う必要があります。

その際、県のみ判断に基づくのではなく、スーパーバイザー制度による助言も活用しながら、客観的な視点を持って判断することが重要です。なお、民間提案の内容によっては担当部署が複数課にわたる場合があり、その場合は各課が連携しながら検討を行います。

※11 スーパーバイザー制度…民間提案事業サポートデスクに相談・提案のあった案件に対して、行政観点のみでなく、民間の視点・発想を加味することにより実現度の高い事業化が図れるよう有識者等から専門的助言を行う制度

3 提案の流れ

① 民間提案に基づき、提案者、県（担当部署・サポートデスク）で意見交換
※複数の分野にまたがる提案の場合は、各部署がチームを組んで対応

② 意見交換で出された提案実現に向けた課題に応じて適正なスーパーバイザーを選任し、提案者、県の3者で事業化の検討

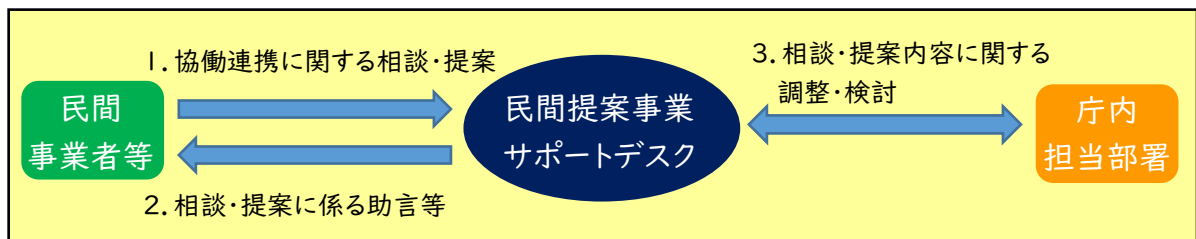
協働連携事業の実施

継続検討 又は断念

③ 民間提案の検討結果を有識者等（鳥取県協働連携会議）で検証

⇒ 検討が不十分なもの、別の方法により実施可能と考えられるものなどは、必要に応じてサポートデスクに再検討を指示

（民間提案事業サポートデスクのスキーム）



（1）民間事業者等から相談・提案を受ける場合

政策分野を問わず、県と連携して行う地域活性化や県の課題解決につながる提案を幅広く受け付け、事業の実現に向けて伴走支援を行います。

（2）県が募集する場合

ア 事業テーマを提示する場合

県が抱える行政課題（事業テーマ）を提示し、民間事業者等からその解決に資する提案を募集します。その際、県は民間事業者等のアイデア・技術・ノウハウ等が最大限発揮されるようテーマの設定に留意します。

イ 県有資産の利活用を募集する場合

県が保有する資産について、民間事業者等から利活用の提案を募集します。

公共施設等の整備及び運営に当たっては「鳥取県PPP／PFI手法活用の優先的検討方針」に基づくとともに、必要に応じて未利用財産の利活用に係るサウンディング調査^{※11}等を実施し、検討段階より民間事業者等から広く意見・提案を求めます。

※12 サウンディング調査…民間事業者との意見交換等を通し、事業に対して様々なアイデアや意見を把握する調査。

4 提案に当たっての留意事項

「民間提案事業サポートデスク」への提案に当たっては、あらかじめ下記についてご留意ください。

- (1) 提案内容について、自ら企画・実施することが困難な者からの提案は原則受け付けません。
- (2) 提案に関する県庁内外の関係者との調整には、時間を要する場合があります。
- (3) 民間提案が事業化に進むにあたり、事業者固有の技術やノウハウ等を活用する場合は、事業者選定時に当該提案を行った民間事業者等へのインセンティブ付与を検討するほか、他の事業者では連携が不可の場合に随意契約等を行う場合があります。
- (4) 提案内容やその調整結果によっては、実現できないことがあります。また、その事業内容によっては、提案事業の実施者の選定に当たり、競争性・透明性・公平性をもった契約手続きが必要となる場合があります。
- (5) 本県は、提案の成立、不成立に関わらず、提案及び調整のために提案者に生じた一切の経費（企画や打合せ等に要した人件費、交通費、調整費、資料作成費など一切の費用、生じた損害等）の補填や賠償を行いません。
- (6) 提案の実現に際して、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報の取扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、適切に取り扱ってください。
なお、提案者において生じた、秘密情報や個人情報の取扱いに関するトラブルについて、本県に故意または重大な過失がある場合を除き、本県は一切の責任を負いません。
- (7) 提案内容は、本県のホームページ（行財政改革推進課）において、公開可能なものについて、原則公表します。また提案実現後は、本県の広報やPR等に、その実現内容や成果物を利用、公表する場合があります。
- (8) 提案（内容及び企画書等の資料等）は、実現に向けた調整を行うに当たって、必要な範囲で、本県の担当部署等及び調整に必要な機関に、情報の公開・提供を行うことがあります。
なお情報の公開・提供を望まない内容等がある場合は、行財政改革推進課まで申し出てください。

【民間提案事業サポートデスク各相談窓口】

設置場所		開設時間	連絡先
県庁窓口（鳥取県 総務部デジタル・ 行財政改革局行財 政改革推進課）	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁本庁舎5階	平日 午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 15 分	電 話:0857-26-7071 ファクシミリ:0857-26-7616
東部窓口	鳥取市立川町六丁目 176 鳥取県東部庁舎 1 階 鳥取県東部地域振興事務所 東部振興課内		電 話:0857-20-3528 ファクシミリ:0857-20-3656
中部窓口	倉吉市東巖城町 2 鳥取県中 部総合事務所1号館 A 棟 中部総合事務所県民福祉局 中部振興課内		電 話:0858-23-3177 ファクシミリ:0858-23-3425
西部窓口	米子市糺町一丁目 160 鳥取 県西部総合事務所本館 1 階 西部総合事務所県民福祉局 西部振興課内		電 話:0859-31-9694 ファクシミリ:0859-31-9639

電子メール:minkanteian@pref.tottori.lg.jp (専用メールアドレス)

ホームページ:<https://www.pref.tottori.lg.jp/295899.htm>



第4章 鳥取県協働連携会議による検証等

(☞第2章 民間事業者等と県との協働の進め方「Ⅰ協働の基本的な進め方」のSTEP5に該当)

1 検証の基本的な考え方

「民間提案事業サポートデスク」に相談・提案のあった案件について、提案者（民間事業者等）と県（担当部署・サポートデスク）の検討により出された結論について、鳥取県協働連携会議による事後検証を行います。この第三者機関による事後検証により、事業の検討結果（事業化決定もしくは断念）のみならず、その結果に至った検討過程を含めて検証することにより、客観性及び透明性を高めるとともに、その検討過程及び結論が協働連携の観点から不十分と認められる場合は、サポートデスクに再検討を求めます。

なお、結論の出た案件のほか、検討中の案件についても途中経過を報告し、同会議から意見・助言を求めることにより、より良い事業になるようブラッシュアップを目指します。

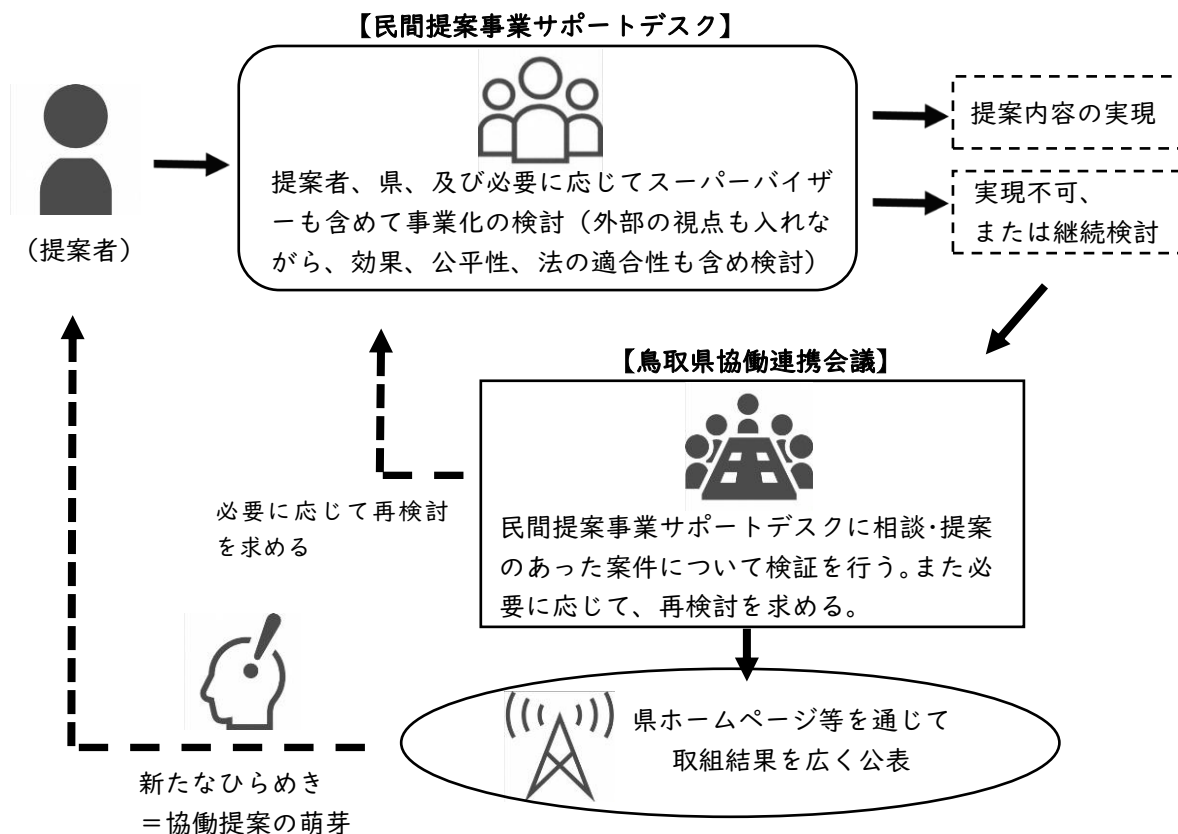
※提案者と県による協議が整った事業は、鳥取県協働連携会議に諮らずとも事業開始します。

※鳥取県協働連携会議は年4回の定期開催を原則としますが、相談・提案案件の対応状況を勘案し、時機を失することのないよう、柔軟に開催します。

2 検証結果の公表

「民間提案事業サポートデスク」に相談・提案のあった案件の対応結果は、鳥取県協働連携会議による検証結果と共に、県ホームページ等を通じて広く公表します。（ただし守秘義務に関わるものや、公表することにより相談・提案者に著しく不利益が生じるもの等を除きます。）

これにより、本県の協働連携の取組を広く知っていただくとともに、新たな取組が創出されることに期待します。



(参考様式)

参考資料

民間提案事業サポートデスク相談・提案シート

法人名等		
所在地		
担当者連絡先	部署	
	氏名	
	TEL	
	E-mail	
提案名(テーマ)		
連携希望担当課	※連携する担当課の希望があれば記入して下さい。	
<チェック欄>	<input type="checkbox"/> 「(別紙) 提案に当たっての留意事項」を確認した。 <input type="checkbox"/> 情報(相談・提案内容)の取扱範囲について <input type="checkbox"/> 相談・提案で必要な範囲のみでの共有を希望 <input type="checkbox"/> 本県のホームページ等で公開可能 <input type="checkbox"/> その他、配慮事項の有無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
【具体的な提案内容】 ※提案の内容をできるだけ具体的に記入して下さい。 ※企画書や参考資料等の提出があれば添付して下さい。 ※提案内容は、以下の内容を具体的に記載したものを別紙としていただいて構いません。 ○提案に至った背景、課題		

○具体的な事業内容（実施時期、場所、財源の確保、協力先など）

○なぜ県と連携するのか（必要性、見込まれる事業効果、双方のメリット・デメリット等）

○その他

（相談・提出先）

民間提案事業サポートデスク 電子メール：minkanteian@pref.tottori.lg.jp

「県庁窓口」（行財政改革推進課）

電話：0857-26-7071 FAX：0857-26-7616

「東部窓口」（鳥取県東部地域振興事務所東部振興課内）

電話：0857-20-3528 FAX：0857-20-3656

「中部窓口」（鳥取県中部総合事務所県民福祉局中部振興課）

電話：0858-23-3177 FAX：0858-23-3425

「西部窓口」（鳥取県西部総合事務所県民福祉局西部振興課）

電話：0859-31-9694 FAX：0859-31-9639

提案に当たっての留意事項

「民間提案事業サポートデスク」への提案に当たっては、以下の事項につきご了承いただいたものとみなしますので、提案者の責任のもと、十分に確認の上、ご検討ください。

- (1) 提案内容について、自ら企画・実施することが困難な個人からの提案は原則受け付けません。
- (2) 提案に関する県庁内外の関係者との調整には、時間を要する場合があります。
- (3) 民間提案が事業化に進むにあたって、事業者固有の技術やノウハウ等を活用する場合は、事業者選定時に当該提案を行った民間事業者等へのインセンティブ付与を検討するほか、他の事業者では連携が不可の場合に随意契約等を行う場合があります。
- (4) 提案内容やその調整結果によっては、実現できないことがあります。
また、その事業内容によっては、提案事業の実施者の選定に当たり、競争性・透明性・公平性をもった契約手続きが必要となる場合があります。
- (5) 本県は、提案の成立、不成立に関わらず、提案及び調整のために提案者に生じた一切の経費（企画や打合せ等に要した人件費、交通費、調整費、資料作成費など一切の費用、生じた損害等）の補填や賠償を行いません。
- (6) 提案の実現に際して、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報の取扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、適切に取り扱ってください。
なお、提案者において生じた、秘密情報や個人情報の取扱いに関するトラブルについて、本県に故意または重大な過失がある場合を除き、本県は一切の責任を負いません。
- (7) 提案内容は、本県のホームページ（行財政改革推進課）において、公開可能なものについて、原則公表します。また提案実現後は、本県の広報やPR等に、その実現内容や成果物を利用、公表する場合があります。
- (8) 提案（内容及び企画書等の資料等）は、実現に向けた調整を行うに当たって、必要な範囲で、本県の関係課等及び調整に必要な機関に、情報の公開・提供を行うことがあります。
なお情報の公開・提供を望まない内容等がある場合は、行財政改革推進課まで申し出てください。

鳥取県協働連携ガイドライン

令和 4 年 4 月 発行

編集・発行

鳥取県

【お問い合わせ】

鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

電話：0857-26-7071

ファクシミリ：0857-26-7616

ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/gyouzaisei-kaikaku>

電子メール：gyouzaisei-kaikaku@pref.tottori.lg.jp